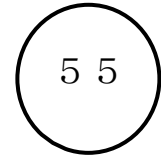


# 平成31年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立福岡農業高等学校
課程又は 教育部門	全日制



## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

- (1) いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（「いじめ防止対策推進法」より）
- (2) いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめはどの学校・学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- (3) 生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、人権が尊重される「学校環境づくり」を推進する。その実現のため、立ち止まってのあいさつの奨励、HRや授業での点呼の徹底を行う。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 学校の教育活動全体を通じて、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を推進する。
- (2) 日々の授業や行事の場面で、学校教育のもつ本来の力が発揮できるよう研究と修養に努める。いじめ防止に向けて「未然防止」、「早期発見・早期対応」、「重大事態への対応」の3観点より職員研修等を年間5回実施する。  
「未然防止」では、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な事象についても研修を行い、生徒の居場所づくりや円滑な人間関係づくりをすすめるためのホームルームや授業の在り方を体現する。また、人権意識を高めるため立ち止まってのあいさつを職員にも実践してもらい、帰属意識を高め他人のことを認める雰囲気づくりのためHRや授業時の点呼を徹底して行う。「早期発見・早期対応」では、丁寧な生徒理解の方法について研修を行う。「重大事態の対応」では、万が一発生した生徒への対応として学校の危機管理の在り方について研修を行う。
- (3) 上記取組を定期的・体系的・計画的に実施・検証・改善し継続する。

## 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

### (1) 基本的考え方

教師一人一人がいじめの発生実態と本質を正しく理解し、生徒の生活実態をきめ細かく観察し、常にその動向を把握することに努める。また、日頃から教師間だけでなく学校と保護者との間で連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。

## (2) いじめの早期発見のための措置

いじめを見抜く感性を磨くとともに、日常的な生徒への声かけや心の居場所づくりに向けた学習環境づくりを充実させ、いじめは許さないというホームルームの雰囲気をつくる。あわせて、学校生活アンケート、個人面談を定期的実施し、生徒の生活状況を把握するとともに、外部関係機関との連携により、生徒が相談しやすい環境づくりに努める。

すべての生徒を対象にした「未然防止」と気づいたときの速やかな「早期対応」「早期発見」に取り組む。また、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識のもと、危機管理体制の構築を図る。

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

### (1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることがなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけあいであっても、見えないところで発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめがあると認知した場合、被害生徒や相談生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。組織的にその全容・実態・真実を徹底的に明らかにするための調査を行う。また、教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て関係機関・専門機関と連携し、対応する。インターネットを介したトラブル、けんかやふざけ合いでは、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

ただし、心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにも関わらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応できるよう配慮するとともに、各種アンケート調査やSOSを表出しやすくなるようにオープンハートカードを配布すること、子どもホットライン24を紹介するなどの指導を行う。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめに関する相談を受けたり、疑いのある事案を把握した場合、速やかに組織的に対応し、職員間で情報共有するとともに、管理職から県教育委員会へ電話で一報を入れる。

- ア 的確な情報収集(プライバシーの保護)
- イ いじめ防止対策委員会の開催(県教育委員会・関係者・関係機関等への報告)
- ウ 調査による実態把握(内容について真摯に傾聴する＝聞き取り、アンケートなど)
- エ 解決に向けた指導・援助(被害・加害生徒及び保護者へ報告)
- オ 継続指導・経過観察
- カ 再発防止(いじめをなくすための工夫)

### (3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

被害生徒の立場に立ち、被害生徒を守り通すという考えを明確に示し、いじめの状況を把握するとともに、外部関係機関の助言を得ながら被害生徒及び保護者の精神的なケアを優先してすすめる。また、被害生徒にとって信頼できる人と連携し支援体制をつくる。

### (4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

一方的、一面的な情報による解釈で対応することがないよう、いじめの事実を明確に示す情報

を幅広く収集する。被害生徒と同様に、加害生徒のプライバシーを保護するとともに、迅速に保護者に連絡し、教育的配慮のもと指導を行う。その際、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県教育委員会及び警察と連携して対処する。

#### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについて正しく知り、正しく考え、正しく行動できるようホームルーム活動で取り組む。

#### (6) ネット上のいじめへの対応

ホームルーム活動や教科「農業情報処理」「家庭情報処理」等で情報モラル教育を充実する。

- 掲示板等の書き込みの確認とプリントアウト（写真やデータによる情報の保存）
- 管理職への報告、関係分掌での協議
- 削除に向けて（削除依頼、上書き書き込み）
- 関係生徒の確認及び聞き取り
- 職員への事実説明及び取組の確認
- 生徒へのネットモラルの周知徹底
- 外部関係機関への相談と通報

#### (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされ、且つ下記一定期間以上経過したのちに人権同和教育・生徒支援委員会における協議の結果を受けて、校長が解消したと判断した場合である。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。（この項は原文のまま、転載すること）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 などのケースが想定される。
  - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### (1) 重大事態の発生と調査（県知事への発生報告を必ず記入すること）

- ア) 前述の重大事態が発生した場合は、県教育委員会を通じて、県知事に重大事態の発生の報告を行う。
- イ) 県教育委員会の指導・支援のもと
  - ①学校内に重大事態の調査組織を設置する。
  - ②調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関と連携を適切にとる。
  - ③調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告をする。

### (2) 調査結果の提供及び報告（県知事への調査結果の報告を必ず記入すること）

- ①いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ②調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告をする。
- ③調査結果を踏まえ必要な措置を行う。
- ④調査結果には、今後の同種の事態防止策や保護者の調査結果に対する所見を含めて記載する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会（兼人権・同和教育 生徒支援委員会）

### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめ防止対策委員会は、教職員と外部専門機関の専門家により構成する。同委員会は、いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合に情報を収集し整理するとともに、いじめとして対応すべきか否かについて判断を行う。

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

いじめ防止対策委員会は、いじめ行為に対する事実確認を行うとともに被害生徒の心身のケアを優先して行う。あわせて、加害生徒の事情聴取及び指導を行うとともに生徒、教師からのアンケート調査や一斉聴き取り調査等により、事案発生の背景や原因等いじめに至った因果関係を取りまとめ、再発防止のための具体的な方策を示す。

## 7 学校評価

### (1) 重点目標

いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が問題を隠さず、いじめアセスメント（実態把握）や対応が促されるように、生徒や地域の状況を十分踏まえた上で、具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、改善に向け組織的に取り組むこととする。

## (2) 具体的目標

いじめが生じにくい、いじめを許さない環境づくりを学校一丸となって取り組む。定期的・必要に応じたアンケートを実施するとともに、保護者へも研修会への参加を促すことや生徒個人面談及び保護者面談など適切に面談を実施するなど、いじめ防止につながっているかを適宜評価する。

そのためにも、いじめ防止の取り組みを学校評価に位置づけ、公務分掌で組織的体制を整え年度単位で評価・改善を行う。